

国が管理する広島市内の河川敷でドローン(マルチコプター)の飛行操縦練習を行う際の指定箇所(DID区域外)について

広島市内域の河川敷では、交通施設、多くの利用者の皆さまに対する事故、及びプライバシーの侵害など、関係法令に抵触する恐れがあることから、利用箇所を指定しています。

ドローンの飛行にあたり、利用場所の詳細な範囲については、【手続き等の問合せ先】に連絡のうえご確認ください。

